

1. 業務名

第2次神崎町健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画策定業務

2. 対象とする計画

計画名	根拠となる法令	関連計画等
神崎町健康増進計画	健康増進法	健康日本21
神崎町食育推進計画	食育基本法	
神崎町自殺対策計画	自殺対策基本法	

※ 上記の計画を一体的なものとして、複合的な計画書を策定する。

3. 業務内容

(1) 現状分析及び基礎データの整理、分析

国や千葉県の動向や法改正等を整理し、神崎町における人口動態や健康診査・がん検診等のデータ、レセプトデータ、自殺統計等の各種統計データを収集し、経年比較や分析を実施する。また、現行計画の評価や進捗状況の分析も行う。

(2) 町民アンケート調査の実施

- ・対象者 全町民のうち、条件に合致する者（必要に応じて設定）
- ・業務範囲 調査票の設計、データ入力、集計・分析、報告書の作成
 ※対象者の抽出、調査票の印刷・発送・回収は、神崎町事務局（以下、「事務局」という。）が実施する。

(3) 計画の骨子案、計画書の素案の作成

分析結果に基づいた神崎町の健康増進・食育推進・自殺対策における課題を抽出し、次期計画の基本理念・基本目標や、施策の方向性や、個別の目標値を設定する。

(4) 健康づくり推進協議会の運営支援

計画策定に際して開催する健康づくり推進協議会の運営支援を行う。

(5) 健康増進・食育推進・自殺対策に関する各種情報提供支援

本計画の策定に際して、厚生労働省や農林水産省が公表する指針等の内容を要約し、事務局へ情報提供するとともに、計画書への反映について協議・検討する。

(6) 計画書の編集・印刷・納品

健康づくり推進協議会やパブリックコメントなどの意見を集約し、必要に応じて素案を編集・修正する。（編集・修正の都度、データを事務局へ提供する）

なお、計画書の作成にあたってはイラストやグラフ、ユニバーサルデザインを活用し、分かりやすい設計となるよう努めること。

○ 納品成果物

- ・ 計画書（A4判） 1部
- ・ 計画書のデータ（PDF及びWord形式） CD-R 1枚

4. 実施体制

本業務の実施にあたっては、専門知識を有する者、または自治体計画策定に深い知見を持つ専任の担当者を配置すること。

5. 個人情報の保護

業務上知り得た個人情報や機密情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係条例を遵守し、適正に管理しなければならない。

6. その他

本仕様書に定めのない事項、または業務の進捗により疑義が生じた場合は、その都度神崎町と受注者が誠実に協議の上、決定するものとする。